

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の 見直しの基本的考え方（案）について意見を募集します

現在、川崎市では、都市計画の基本的方向を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討を進めております。

今回の見直しは、平成26年6月の都市計画法の改正により、決定の権限が神奈川県から本市へ移譲され、今後は、本市の情勢を踏まえた主体的な見直しが可能となったことから、現在策定中である本市の「新たな総合計画」と整合を図ったうえで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しの基本的考え方（案）を作成したものです。

つきましては、皆様からの御意見をお寄せください。

1 意見募集期間

平成27年10月8日(木)から平成27年11月6日(金)まで

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、区役所（市政資料コーナー）、支所・出張所・行政サービスコーナー、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育文化会館図書館、まちづくり局計画部都市計画課（明治安田生命ビル5階）

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（明治安田生命ビル5階）

(2) FAX

FAX番号 044-200-3969

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ (1)、(2)については意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

<問い合わせ先>

川崎市まちづくり局計画部

都市計画課 若狭、小黒、小室担当

TEL：044-200-2720